

污水处理施設維持管理業務仕様書(警察学校)

警察学校の污水处理（浄化槽）施設の維持管理業務の実施については、契約書に定めるもののほか、この仕様書に定めるところによる。

1 目的

この仕様書は、污水处理（浄化槽）施設に浄化槽管理士を定期的に適宜巡回させ、作業の充実を図るとともに、污水处理（浄化槽）施設の機能を完全に発揮せしめることを目的とする。

2 維持管理業務の施行

- (1) 維持管理業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書による他、浄化槽法（以下「法」という。）第4条第7項・第8条及び第10条並びに同法施行規則（以下「規則」という。）第2条の規定に基づき実施するものとする。
- (2) 清掃業務の実施は、法第35条第1項の規定に基づき許可を受けた者が、法第9条及び規則第3条の規定に基づき実施するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)による他、県及び各市町村の浄化槽に関する関係規則に準拠するものとする。
- (4) 水質汚濁防止法第2条第2項及び同法施行令第1条別表第1第72号に該当する処理施設にあつては、(1)、(2)、(3)による他、水質汚濁防止法及び関係法令に準拠するものとする。

3 維持管理作業内容（当該施設に設置されていない項目は除く）

法第4条第5項、第8条及び第10条並びに規則第2条の規定に基づき、甲の設置する污水处理施設の維持管理を、次のとおり実施する（詳細は、下記4「単位装置の作業内容」参照）。

4 単位装置の作業内容

- | | |
|---------|--|
| (1) 沈砂槽 | 沈砂の定期的除去 |
| 曝気沈砂槽 | 沈澱有機物及びスカムの粉碎移送
バイパス用ゲート開閉具合点検
攪拌状態点検及び送気量調整
異物除去、沈砂室清掃 |
| (2) 原水槽 | スカム又は汚泥沈澱状態点検及び粉碎移送 |
| 調整槽 | 攪拌状態点検及び送気量調整 |
| (学生寮のみ) | 発泡状態点検及び消泡
異物除去
液面異常上昇の有無点検 |
| (3) 曝気槽 | 散気状態・攪拌状態の点検及び送気量調整
発泡状態点検及び消泡
MLSS濃度調整
混合液の性状点検（PH、SV30等）必要に応じ
溶存酸素及び生物相の測定 |
| (4) 沈澱槽 | スカム浮上の有無点検及び除去
越流状態点検及び調整
汚泥返送量調整
余剰汚泥引抜き
返送汚泥の性状点検
Vノッチ等の異物除去
集泥状態点検 |
| (5) 消泡槽 | 槽内異物除去 |

- | | |
|---------------------|---|
| (6) 消毒槽 | 消毒状態の点検
注入量の適否確認
残留塩素の測定 |
| (7) 放流ポンプ槽 | 異物の除去
水質検査（項目は表－1 参照）
液面異常上昇の有無点検 |
| (8) 汚泥貯留槽
好気性硝化槽 | 濃縮状態点検
清掃時期の判定
散気状態・攪拌状態の点検及び送気量調整
硝化状態の点検
清掃時立合い |
| (9) その他の装置 | 濃縮汚泥・凝集剤反応槽
濾過ポンプ槽(1)～(8)以外の単位装置が設置されている場合は、設計計算書及び設計仕様書に基づき維持管理を行うものとする |

5 附属機器の点検作業内容

- | | |
|------------------------|---|
| (1) スクリーン | きょう雑物及び異物の除去
スクリーンの状態点検
自動スクリーン等は、取扱い説明書に準ずる |
| (2) コミューター | 異物除去
作動状態点検
軸受部グリースアップ又は注油
グリス交換又はオイル交換
切削歯の摩耗状態の適宜点検
電流計、数値確認、他詳細は取扱い説明書に準ずる |
| (3) ポンプ | 液面検出器の点検清掃
異常音、振動の有無点検
電流計、数値確認
適時絶縁抵抗測定
吐出状態点検
ガイドレールの点検清掃
吊上用チェーンの状態点検
ケーブル損傷有無の点検
他詳細は取扱い説明書に準ずる |
| (4) ブロワー | ベルトの調整及び交換
ギヤケース内オイル点検給油及び交換
軸受部グリースアップ、異常音、振動の有無点検
電流計、数値確認
吐出圧の確認調整
エアークリーナーの点検清掃
電動機加熱の有無点検
機械室清掃、他取扱い説明書に準ずる |
| (5) エアーリフトパイプ、スカムスキーマー | 吐出量の調整
閉塞有無点検清掃
外観状態点検 |
| (6) 散気管 | 目づまり有無点検及び随時清掃 |
| (7) 消泡ノズル | 閉塞有無点検、清掃及び交換 |
| (8) 計量器 | 流入水量及び返送汚泥量の調整
整流板等の清掃 |
| (9) 消毒器 | 装置の点検・清掃 |

薬入量の調整

薬品の補充

(10) 電気操作盤点検作業内容

電流計、電圧計の点検

各電動機の電流値測定

ヒューズ類の点検交換

ターミナル部締付点検

ブレーカー、マグネツトリレー、マグネツトスイッチ、サーマルリレー等の作動状態点検

自動起動、手動、停止装置の点検

各電動機の絶縁抵抗の随時測定

盤内各部品の異常の有無点検

6 その他の一般事項

- (1) 汚水処理施設の清掃を行い、清潔を保つこと
- (2) 各配管の継手・バルブ類のもれに注意すること
- (3) バルブ類は操作しやすいように随時注油を行うこと
- (4) 乙は維持管理業務を実施した時は、維持管理記録票を作成し、警察学校庁舎管理担当者の確認印を受け、甲に報告するものとする

7 水質分析試験

- (1) 総合試験 項目は表－１を参照
- (2) 簡易試験 項目は表－１を参照
- (3) 総合試験は環境計量士の証明を付し、回数は契約書に基づき実施する。但し、管理指標に用いる場合は環境計量士の証明は必要ないものとする
- (4) 簡易試験は、巡回の都度実施するものとする。

8 補修

機械及び電気設備、その他の設備に故障・損耗が発生した場合は、契約時における見積書に記載されている範囲以外のものは、乙は甲と費用等について協議の上補修を行うものとする。

ただし、その間運転を中断することのないように措置をし、甲に報告するものとする。

9 協議事項

契約書及び本仕様書に定めのない事項又は、本仕様書に疑義を生じた場合は甲乙協議して定めるものとする。

水質試験検査項目(警察学校)

① 外観	13 アンモニア性窒素
② 色度	14 アルブミノイド性窒素
③ 臭気	⑮ 亜硝酸性窒素反応
④ 水温	16 硝酸性窒素反応
⑤ 透視度	17 S V 30 (汚泥沈澱率%)
⑥ 水素イオン濃度指数 (PH)	18 S V I (汚泥容量示標)
7 化学的酸素要求量 (COD)	19 M L S S
8 生物化学的酸素要求量 (BOD)	⑳ 溶存酸素 (D0)
9 浮遊物質 (SS)	21 残留塩素
10 蒸発残留物	22 大腸菌群
11 溶解性物質	23 生物群
12 塩素イオン	

注 ○印は簡易試験項目(巡回の都度測定)

総合試験項目は、契約時に項目を限定した場合は、限定項目の下に線を付し、限定項目についてのみ試験を行うものとする。

污水处理施設維持管理業務仕様書(県警航空隊)

県警航空隊の污水处理（浄化槽）施設の維持管理業務の実施については、契約書に定めるもののほか、この仕様書に定めるところによる。

1 目的

この仕様書は、污水处理（浄化槽）施設に浄化槽管理士を定期的に適宜巡回させ、作業の充実に図るとともに、污水处理（浄化槽）施設の機能を完全に発揮せしめることを目的とする。

2 維持管理業務の施行

- (1) 維持管理業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書による他、浄化槽法（以下「法」という。）第4条第7項・第8条及び第10条並びに同法施行規則（以下「規則」という。）第2条の規定に基づき実施するものとする。
- (2) 清掃業務の実施は、法第35条第1項の規定に基づき許可を受けた者が、法第9条及び規則第3条の規定に基づき実施するものとする。
- (3) 上記（1）及び（2）による他、県及び各市町村の浄化槽に関する関係規則に準拠するものとする。
- (4) 水質汚濁防止法第2条第2項及び同法施行令第1条別表第1第72号に該当する処理施設にあっては、（1）、（2）、（3）による他、水質汚濁防止法及び関係法令に準拠するものとする。

3 維持管理作業内容（当該施設に設置されていない項目は除く）

法第4条第5項、第8条及び第10条並びに施行規則（以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、甲の設置する污水处理施設の維持管理を、次のとおり実施する（詳細は、下記4「単位装置の作業内容」参照）。

4 単位装置の作業内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 接触曝気槽 | 散気状態・攪拌状態の点検及び送気量調整
発泡状態点検及び消泡
混合液の性状点検（PH）必要に応じ溶存酸素及び生物ろ材の逆流 |
| (2) 沈澱槽 | スカム浮上の有無点検及び除去
越流状態点検及び調整
余剰汚泥引抜き |
| (3) 沈殿分離槽 | スカム量の多少判断 |
| (4) 消毒槽 | 消毒状態の点検
薬品の処理水との接触状態と消毒薬の有無
残留塩素の測定 |
| (5) 放流ポンプ槽 | 異物の除去
水質検査（項目は表－2参照）
液面異常上昇の有無点検 |

5 附属機器の点検作業内容

- | | |
|----------|--|
| (1) ポンプ | 異常音、振動の有無点検
軸受部注油、他詳細は取扱い説明書に準ずる |
| (2) ブロワー | 異常音、振動の有無点検
吐出圧の確認調整
エアークリーナーの点検清掃
電動機加熱の有無点検 |
| (3) 散気管 | 目づまり有無点検及び逆流 |
| (4) 消毒器 | 薬品の補充、自動注入方式の物は取扱い説明書に準ずる |

6 その他の一般事項

- (1) 污水处理施設の清掃を行い、清潔を保つこと
- (2) 各配管の継手・バルブ類のもれに注意すること
- (3) 乙は維持管理業務を実施した時は、維持管理記録票を作成し、県警航空隊庁舎管理担当者の確認印を受け、甲に報告するものとする。

7 水質分析試験

簡易試験項目は、表－２を参照し、巡回の都度実施するものとする。

8 補修

機械及び電気設備、その他の設備に故障・損耗が発生した場合は、契約時における見積書に記載されている範囲以外のものは、乙は甲と費用等について協議の上補修を行うものとする。

ただし、その間運転を中断することのないように措置をし、甲に報告するものとする。

9 協議事項

契約書及び本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に疑義を生じた場合は甲乙協議して定めるものとする。

水質試験検査項目(県警航空隊)

① 外 観	13 アンモニア性窒素
2 色 度	14 アルブミノイド性窒素
③ 臭 気	15 亜硝酸性窒素反応
④ 水 温	16 硝酸性窒素反応
⑤ 透 視 度	17 S V 30 (汚泥沈澱率%)
⑥ 水素イオン濃度指数 (PH)	18 S V I (汚泥容量示標)
7 化学的酸素要求量 (COD)	19 M L S S
8 生物化学的酸素要求量 (BOD)	20 溶存酸素 (D0)
9 浮遊物質 (SS)	21 残留塩素
10 蒸発残留物	22 大腸菌群
11 溶解性物質	23 生 物 群
12 塩素イオン	

注 ○印は簡易試験項目(巡回の都度測定)

様式 1

業 務 実 施 計 画 書

- 1 委託業務の名称 警察学校他汚水処理施設維持管理業務
- 2 施 行 箇 所 藤枝市下之郷1685－1 警察学校
焼津市宗高282 県警航空隊
- 3 契 約 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

業 務 内 容	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		

上記のとおり実施したく計画表を提出します。

令和 年 月 日

委託者 静岡県知事 様

住 所

受託者 商号又は名称

氏 名

様式 2

業 務 代 理 人 等 通 知 書

1 委 託 業 務 の 名 称 警察学校他污水处理施設維持管理業務

2 契 約 年 月 日 令和 年 月 日

3 業務代理人等の職名氏名

区 分	職名	フリガナ 氏 名	経 歴 等	生 年 月 日
業 務 代 理 人			別紙のとおり	
主 任 技 術 者			〃	

上記のとおり業務代理人等を定めたので、通知します。

令和 年 月 日

委託者

静岡県知事 様

住 所

受託者 商号又は名称

氏 名

様式3

業 務 従 事 者 通 知 書

1 委 託 業 務 の 名 称 警察学校他污水处理施設維持管理業務

2 契 約 年 月 日 令和 年 月 日

項番	フリガナ 氏 名	住 所	生年月日

上記のとおり業務従事者を定めたので通知します。

令和 年 月 日

委託者

静岡県知事 様

所 在 地

受託者 商号又は名称

氏 名

様式 4

委 託 業 務 実 績 報 告 書

1 委 託 業 務 の 名 称 警察学校他污水处理施設維持管理業務

2 施 行 箇 所 藤枝市下之郷1685－1 警察学校
 焼津市宗高282 県警航空隊

3 報 告 対 象 期 間 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

上記委託業務を実施しましたので報告します。

令和 年 月 日

委託者

静岡県知事 様

住 所

受託者 商号又は名称

氏 名